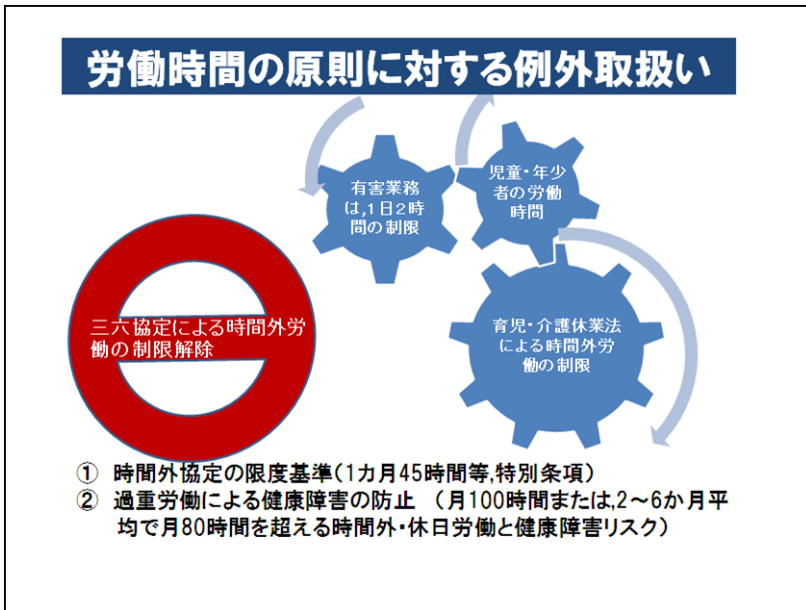


5-17 労働時間の原則に対する例外取扱い



**児童・年少者の労働時間**

児童は使用してはならない。ただし、所轄労働基準監督署長の許可を得た場合は、満 13 歳以上（映画演劇の事業では満 13 歳未満も可）の児童を修学時間外に（法第 60 条第 2 項により、修学時間と通算して 1 週 40 時間、1 日 7 時間までに制限される）使用することができる。

年少者の労働は、原則として変形労働時間制、時間外・休日労働、労働時間及び休日の特例は適用されず、深夜業に従事させることもできない。

**妊産婦の労働時間**

変形労働時間制下で、妊産婦が請求した場合には、1 週又は 1 日の法定労働時間を超える労働時間につき当該妊産婦を労働させてはならない。また、妊産婦が請求した場合には、時間外・休日労働又は深夜業に就かせてはならない。

**育児・介護休業法による時間外労働等の制限**

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者がその子を養育するために請求した場合又は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその対象家族を介護するために請求した場合においては、事業者は、1 か月 24 時間、1 年 150 時間を超えて労働時間を延長してはならず、深夜時間帯（午後 10 時～翌午前 5 時）に労働させてはならない。